

桑折町耐震改修促進計画

[令和3～12年度]

令和4年3月

桑 折 町

桑折町耐震改修促進計画
(令和3～12年度)

－ 目 次 －

はじめに.....	2
1 計画の概要.....	3
1.1 計画の目的.....	3
1.2 計画の位置付け.....	3
1.3 計画の期間.....	3
1.4 計画の対象建築物等.....	4
2 建築物の耐震化を促進する施策.....	7
2.1 被害想定結果概要.....	7
2.2 目標の設定.....	8
3 建築物の耐震化を促進する施策.....	13
3.1 支援策の概要等.....	13
3.2 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・実行.....	13
3.3 耐震化の支援制度.....	14
3.4 耐震化の環境整備.....	17
3.5 公共建築物の耐震化推進.....	17
3.6 沿道建築物の倒壊によって避難の妨げになるおそれがある道路.....	17
3.7 通学路等の沿道のブロック塀等.....	18
3.8 啓発及び知識の普及.....	18
4 建築物の減災化を促進する施策.....	19
4.1 地震時の安全対策.....	19
5 建築物の耐震化等に関するその他の取組.....	21
5.1 町内会や学校等との連携策.....	21
5.2 関係部局等との連携.....	21

はじめに

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、本県周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど地震災害への対策が重要な課題となっています。

過去の大規模地震を振り返ると、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人もの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、本県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらしました。

そして、10年後となる令和3年2月、その1年度となる令和4年3月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が福島県沖で発生し、本県は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けることとなりました。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けられない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

本計画は、本町が住宅・建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、耐震化に係るこれまでの取組状況や社会情勢等の変化、国や県が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえながら、これまでの計画に必要な見直しを加えた第2期の桑折町耐震改修促進計画となります。

1 計画の概要

1.1 計画の目的

本計画は、町内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的としています。

1.2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、県の耐震改修促進計画を踏まえて策定します。

なお、関連する町の計画には「桑折町地域防災計画」、「桑折町住生活基本計画」、「桑折町国土強靱化地域計画」等があります。

1.3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は、耐震化に係る取り組みの進捗状況や社会情勢その他の環境の変化等を勘案し、必要に応じて内容を見直します。

1.4 計画の対象建築物等

本計画の対象建築物は、その用途、規模、構造、建設年度や震災時における影響等を勘案し、優先的に耐震化を図るべきとした次の1.4.1～1.4.4の建築物のうち、旧耐震基準により建設された建築物（既存耐震不適格建築物）とします。

なお、公共建築物は、多くの町民が利用する施設であることはもとより、災害時の活動拠点など重要施設となることを踏まえ、計画的・重点的に耐震化を進めます。

また、地震発生後の円滑な避難等を考慮し、避難路（県耐震改修促進計画に定める緊急輸送路及び住宅等から避難場所や避難所等に至る経路）の沿道にあるブロック塀等も含めて耐震対策を促進していきます。

1.4.1 住宅

住宅は、すべての町民の生活拠点や活動の場であるとともに、建築物ストックの多数を占めていることから、生命・財産の保護をはじめ、減災の観点からも重要性が高く、より積極的・効果的に耐震化を促進する必要があります。

1.4.2 特定建築物等

特定建築物は、法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1,000㎡以上のもの等」であり、その用途・規模等から耐震化が求められます。

特定建築物及び法第14条第2号に規定する危険物貯蔵場等の建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」であり、当該不適格建築物のうち一定用途・規模以上のものが、所管行政庁による耐震診断や耐震改修に係る指示の対象となる「指示対象建築物」となります。

1.4.3 小規模建築物等

上記以外のマンションや小規模建築物等についても、町民の生命・財産を守り、被災地域の減災化を進める観点から、耐震化を促進していく必要があります。

法は、これら建築物の所有者に、当該建築物の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修に努めなければならないという努力義務を課しています。

1.4.4 耐震診断義務付け対象建築物

法においては、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等に耐震診断を義務付けているとともに、町耐震改修促進計画に記載された避難路沿道の建築物（ブロック塀等を含む）についても、耐震診断の義務付けを可能としています。

1.4.4.1 大規模建築物

上記 1.4.2 の指示対象建築物のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして法附則第 3 条に定められた建築物が「耐震診断義務付け大規模建築物」（法上の「要緊急安全確認大規模建築物」をいう。）であり、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断結果が報告されています。

1.4.4.2 防災拠点建築物

（大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物）

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県計画への記載により耐震診断が義務付けられる建築物であり、県が延べ 3 回にわたって指定しています。

1.4.4.3 避難路沿道建築物

（大地震時にその円滑な通行を確保すべき避難路及びその沿道にある建築物）

法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、大地震時の建築物の倒壊により道路を閉塞し、市町村の区域を超える広域的かつ円滑な避難を困難にすることを防止するため、県が、その沿道の建築物に耐震診断を義務付ける避難路（緊急輸送路）を指定しています。

平成 30 年には、法施行令（以下「政令」という。）が改正され、県又は町の耐震改修促進計画において指定した避難路沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格ブロック塀等にも耐震診断を義務付けることが可能となりました。

なお、耐震診断を義務付ける避難路沿道建築物及びブロック塀等（法第 5 条第 3 項第 2 号の「通行障害既存不適格建築物」をいう。）は、表 1、図 1、図 2 に該当するものとなります。

表1 避難路沿道建築物の対象要件

避難路の沿道における耐震診断義務付け対象	対象要件
建築物 (政令第4条第1号)	○指定した避難路（緊急輸送路）の区間に敷地が接する建築物のうち、次のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物 ・大地震時に倒壊した場合、指定した避難路（緊急輸送路）の過半を閉塞するおそれがある高さの建築物（図1）
ブロック塀等 (政令第4条第2号)	○指定した避難路（緊急輸送路）に接する敷地に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）のうち、次のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの ・長さが25mを超えるもの ・高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超えるもの（図2）

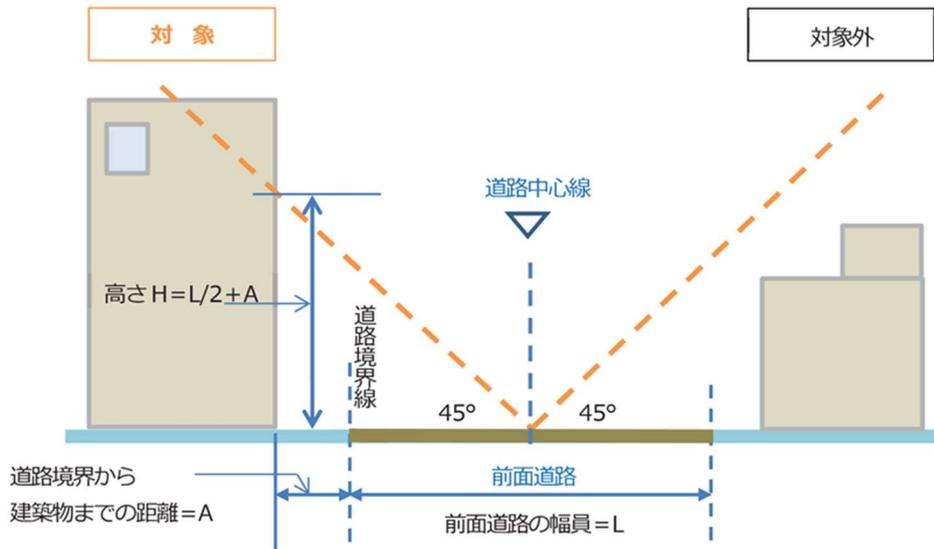


図1 避難路沿道建築物の対象とする建築物（道路幅員が12mを超える場合）

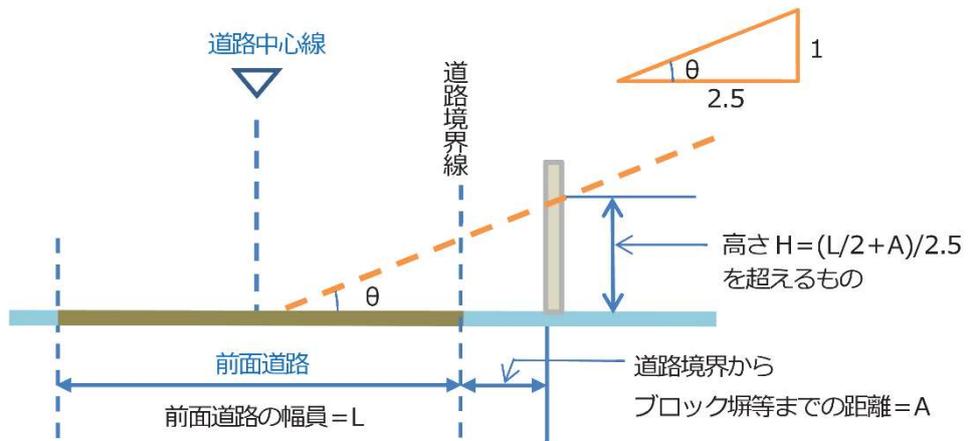


図2 避難路沿道建築物の対象となるブロック塀等

2 建築物の耐震化に関する目標等

2.1 被害想定結果概要

「桑折町地域防災計画 震災対策編」では、「福島盆地西縁活断層調査」の結果を踏まえ、被害想定を決定し、予防対策、応急対策及び復旧対策を今後も引き続き見直しを行う。とされていることから、被害想定が決定された後に本計画の見直しを行います。

なお、「福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編」では、福島盆地西縁断層帯地震について、建築物等に対する地震被害を想定しています。

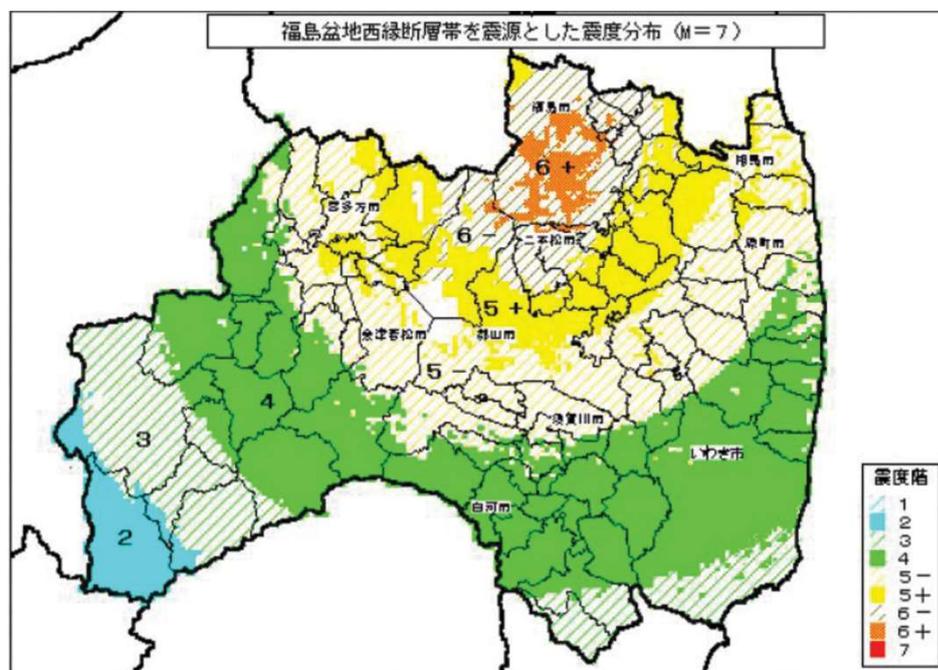
表2 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編）

想定区分	福島盆地西縁断層帯
想定地震	マグニチュード 7.0
	震源深さ 10km
	長さ 20km
	幅 5km
想定震度	最大6強
木造大破棟	11,306棟
非木造大破棟	497棟
死者(夜/昼)	840人/327人
負傷者(夜/昼)	4,324人/4,343人
避難者	51,621人

※福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地の西縁部直下で発生。福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など震源域を中心に広い範囲に大きな揺れの発生を予想。

図3 福島盆地西縁断層帯地震の想定（福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編）



2.2 目標の設定

2.2.1 耐震化の現状

建築物の耐震化に関する目標は、これまで、平成27年度時点における住宅の耐震化率を90%、特定建築物の耐震化率を90%以上とし、特定建築物の耐震化目標は達成したものの、住宅の耐震化率については目標達成に至りませんでした。

本計画では、この結果及び耐震化の現状を踏まえた上で、特に住宅の耐震化を重点化し、本町における耐震化の目標値を設定します。

2.2.1.1 住宅

本町の住宅の耐震化の状況は表3のとおり、住宅総数約4,796戸のうち、約4,109戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は約85.7%と推計されます。

表3 住宅の耐震化の状況

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②		住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③				
木造	3,164	1,273		4,437	3,775	85.1
		611				
非木造	256	103		359	334	93.0
		78				
合計	3,420	1,376		4,796	4,109	85.7
		689				

※基礎数値は、平成30年住宅・土地統計調査個別集計対象外のため、「固定資産の価格等の概要調査報告」及び平成30年住宅・土地統計調査（福島県）の数値をもとに推計した。

※住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。

2.2.1.2 特定建築物等

特定建築物（新耐震基準の建築物を含む。）は、令和3年3月末時点で15棟存在しており、15棟全てが耐震性能を有することを確認しています。

また、法第14条第2号に規定する危険貯蔵場等の建築物は本町には存在していません。

表4 特定建築物の耐震化の状況（令和3年3月末時点）

区分	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物 ②	うち耐震診断実施棟数	うち耐震診断率(%)	うち耐震性能有③	うち基準強度不明な棟数	建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
民間	6	0	0	—	0	0	6	6	100
うち公共	6	3	3	100	3	0	9	9	100

2.2.1.3 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、県にて平成29年に大規模建築物、令和元年及び令和2年に防災拠点建築物の耐震診断結果が公表されました。

町における本対象建築物（耐震診断結果未公表のものを除く。）は、令和3年9月末時点で1棟存在し、耐震性能を有していることを確認しています。

表5 耐震診断義務付け建築物の耐震化の状況（令和3年9月末時点）

建築物の区分		総数 (棟)	耐震化状況		耐震化率 (%)	
			耐震性有	耐震性不足		
耐震診断義務 付け対象建築物		1	1	0	100	
	公共	1	1	0	100	
		民間	0	0	0	—
	大規模	1	1	0	100	
		公共	1	1	0	100
		民間	0	0	0	—
	防災拠点	0	0	0	—	
		公共	0	0	0	—
		民間	0	0	0	—

2.2.1.4 町有建築物

町が所有又は管理する建築物（以下「町有建築物」という。）は、約300棟あり、災害時の拠点として活用されるなど耐震化の重要性が高い次の2.2.1.4.1及び2.2.1.4.2の建築物（以下「対象建築物」という。）で、旧耐震基準により建築されたものの耐震化を進めてきました。

2.2.1.4.1 町の地域防災計画で指定された防災上重要建築物

防災拠点、避難施設、緊急医療施設

2.2.1.4.2 特定建築物

法第14条第1号の規定による多数の者が使用する一定規模以上の建築物

対象建築物（2.2.1.4 町有建築物）は、令和3年3月31日現在、23棟あり、昭和55年以前に建築された既存不適格建築物は4棟でしたが、このうち3棟の建築物は耐震化が完了していることから、耐震化率は95.6%となります。

耐震化が未了となっている建築物は、引き続き適切なフォローアップを実施します。

表6 町有建築物の耐震化の状況（令和3年3月31日調査による棟数）

区分	昭和56年以降 の建築物数 ①	昭和55年以前 の建築物数 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
防災上重要建築物	①防災拠点施設	0	0	0	—
	②避難施設	18	3 2	21	95.2
	③緊急医療施設	0	0 0	0	—
	小計	18	3 2	21	20
特定建築物	1	1 1	2	2	100
合計	19	4 3	23	22	95.6

※特定建築物には、防災上重要建築物を含まない。

2.2.1.4.3 公的賃貸住宅

町営住宅、特定公共賃貸住宅及び災害公営住宅など町内の公的賃貸住宅は令和4年2月現在187戸あり、昭和55年以前に建設された住宅は76戸でしたが、このうち59棟は耐震化が完了していることから、耐震化率は90.9%となります。

なお、残された一部の町営住宅等について、桑折町町営住宅長寿命化計画に基づき、引き続き適切なフォローアップを実施します。

表7 公的賃貸住宅の耐震化の状況（令和4年2月調査による戸数）

区分	昭和56年以降の公的賃貸住宅①	昭和55年以前の公的賃貸住宅②	公的賃貸住宅数④ (①+②)	耐震性能有公的賃貸住宅数⑤ (①+③)	耐震化率(%) ⑤/④
		耐震性有③			
町営住宅	19	76 59	95	78	82.1
特定公共賃貸住宅	6	0 0	6	6	100
災害公営住宅	77	0 0	77	77	100
その他の住宅	9	0 0	9	9	100
合計	111	76 59	187	170	90.9

2.2.2 耐震化の目標

本計画において掲げる耐震化率の目標値は、表8のとおりとします。

表8 住宅の耐震化率の目標値

建築物の区分	計画策定時(H19年度)	現況(H30年度)	中間目標値(R7年度)	最終目標値(R12年度)
住宅	62.4%	85.7%	95%	概ね解消

2.2.2.1 住宅

地域による被害を軽減するためには、建築物ストックの多数を占める住宅の倒壊等を減らすことが重要であり、本町では、令和12年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

構造別の耐震化率をみると、特に木造住宅の率が低いことから、老朽化した木造住宅の耐震改修や建替等を一層促進していきます。

住宅の耐震化目標の達成状況については、5年毎に実施される住宅・土地統計調査の結果が公表され次第、速やかに分析・推計し、検証します。

2.2.2.2 特定建築物等

特定建築物については、耐震性が不十分な建築物への対応が完了しました。

2.2.2.3 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、耐震性が不十分な建築物への対応が完了しました。

2.2.2.4 公共建築物

公共建築物については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難所、など、その多くが震災対応の拠点として活用されるため、適切に目標を設定し、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

今後、町有建築物の耐震性が不十分とされている建築物については、重点的な取り組みにより、令和12年度末までに概ね解消することを目標とします。

3 建築物の耐震化を促進する施策

3.1 支援策の概要等

町は、住民にとってもとも身近な基礎自治体として、町内で優先的に耐震化を図るべき建築物や重点的に耐震化を促進する区域を設定し、必要な支援を講ずるとともに、自治会等を通じて地域住民と連携しながら、より即地的な取り組みを進めていくことが必要となります。

3.2 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・実行

本計画に掲げる住宅の耐震化を図るため、年度ごとに財政支援による耐震診断・改修の補助や耐震診断未実施者や既実施者に対する補助制度の普及啓発等、必要な取組を位置付ける住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、その進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進します。

さらに、地域の実情に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等を地図上に表す「地震防災マップ」を関係部署と連携しつつ作成・公表します。

3.3 耐震化の支援制度

住宅・建築物の耐震化の必要性・重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置（耐震改修促進税制、住宅ローン減税等）等の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

3.3.1 住宅

住宅は、町民の生活の基盤であり、大地震により被害が生じた場合の影響が大きいことから、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業を実施します。

なお、耐震改修にあたっては、一般的なりフォームとの併用など、より効率的・効果的な工事の実施等を周知・啓発します。

また、耐震性のない住宅の除却やブロック塀等の改修等についても、耐震改修と同様、積極的に支援します。

表9 木造住宅等耐震化支援事業

対象工事等	補助対象者	補助要件	補助対象経費	補助金額(上限)
耐震診断等	所有者 賃貸者 購入予定者	・旧耐震基準により建設された戸建て住宅（昭和56年5月31日以前に建築着手）で所有者自ら居住する「在来軸組広報」「伝統的工法」「桝組壁工法」による木造3階建て以下の住宅	・耐震診断費用	診断費用の個人負担額 1診断0.6万円/戸 (国1/2,県1/4,町1/4)
耐震改修		・木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震基準を満たさないもの	・耐震改修工事費	・一般改修 最大100万円 ・簡易・部分改修 最大60万円
建替 (現地建替)		・上記に加え、避難路沿道等に存するもの	・耐震改修工事費相当額	・建替 最大100万円
ブロック塀等の改修等	所有者 管理者	・ブロック塀等 ・診断の結果、倒壊の危険性があるもの ・避難路沿道等に存するもの	・改修・建替・除却工事費	最大10万円

3.3.2 その他の既存耐震不適格建築物

既存耐震不適格建築物等の耐震化を促進するため、所有者等となる事業者に対して、建築物の耐震化支援事業を活用するよう助言・誘導するとともに、町有建築物についても支援事業の活用を検討します。

表10 建築物の耐震化支援事業（令和3年4月1日現在）

名称	概要	補助率等
耐震対策緊急促進事業	耐震診断の義務付けの対象となる建築物の耐震化を国が重点的・緊急的に支援。 令和5年度末までの時限措置（令和5年度中に補強設計に着手したものは、その後の耐震改修工事に対する支援もあり）。	図3のとおり
医療施設等耐震整備事業	「Is値0.3未満の建物」を有する病院（公立除く）の耐震整備費用を補助。	【基準額】 2,300㎡(基準面積) ×206,500円=474,950千円
公共施設等耐震化推進事業	地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、町が防災対策拠点となる公共施設や地域防災計画避難所に位置付けている公共施設等の耐震化を行う場合の支援措置。	○防災基盤整備事業 事業費への充当率75%、 交付税算入率30% ○公共施設等耐震化事業 事業費への充当率90%、 交付税算入率50%
住宅・建築物安全ストック形成事業	災害時に重要な機能を果たす建築物、多数の者に危険が及ぶおそれがある建築物、避難所等について、耐震改修等の補助を実施。	○地方公共団体が実施 国11.5%、地方88.5% ○地方公共団体以外が実施 国11.5%、地方11.5%、 事業者等77%

3.3.3 税制優遇措置等

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合、所得税の控除や固定資産税の減免など耐震改修促進税制が用意されています。

町は、これらの優遇措置が十分活用されるよう、必要な周知に努めます。

図4 耐震対策緊急促進事業（補助金）の負担割合

①耐震診断への補助（大規模）

国補助金 (1/3)	県費 (1/3)	市町村 0~1/3 所有者 0~1/3
---------------	-------------	------------------------------

②耐震診断への補助（防災拠点）

国補助金 (1/2)	県費 (1/3)	市町村 0~1/6 所有者 0~1/6
---------------	-------------	------------------------------

③耐震診断への補助（避難路沿道建築物）

国補助金 (1/2)	県費 (1/2)	
---------------	-------------	--

④耐震補強設計への補助

国補助金 (1/2)	県・市町村費 (1/3)	所有者 (1/6)
---------------	-----------------	--------------

⑤耐震改修工事への補助（大規模建築物）

国補助金 (33.3%)	県・市町村費 (11.5%)	所有者 (55.2%)
-----------------	-------------------	----------------

⑥耐震改修工事への補助（防災拠点建築物、避難路沿道建築物）

国補助金 (6/15)	県・市町村費 (5/15)	所有者 (4/15)
----------------	------------------	---------------

3.3.4 エレベーター及びエスカレーターの安全対策

エレベーター及びエスカレーターについては、東日本大震災における事故発生状況等を踏まえ、国が「エレベーターの防災対策改修に関する事業・エスカレーターの脱落防止措置に関する事業」を創設しています。

本事業では、住宅・建築物のエレベーターの防災対策改修及び建築物のエスカレーターの脱落防止措置の実施対象区域を「特に重点的・緊急的に実施する必要がある地域」としていることから、県の指定区域をふまえ、必要な改修等を促進します。

3.4 耐震化の環境整備

所有者等が、円滑に住宅・建築物の耐震化を進められるよう必要な環境を整備します。

特に、耐震性が不足する住宅所有者等の個別事情に応じるとともに、耐震改修などリフォーム工事等に関わる悪質な詐欺被害が後を絶たないことを踏まえ、消費者保護の観点にも配慮し、所有者等からの相談対応を強化していきます。

また、所有者等が耐震化に対する不安を持たず、耐震診断や耐震改修等を円滑に進められるよう、県や「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」等と連携しながら、必要な普及・啓発に取り組んでいきます。

3.4.1 土砂災害等被害の軽減対策

地震の揺れにより斜面等が崩壊し、建築物が倒壊する等の土砂災害は、東日本大震災での被災地域でも多数発生しました。

このため、緊急輸送路を閉塞するなど社会的に重大な被害が発生する恐れがある地域においては、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用等を検討し、土砂災害に対する安全性の確保に取り組みます。

3.4.2 被災建築物の応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した際に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、県との連携の下、平成7年に被災建築物応急危険度判定体制が整備、平成8年には全国被災建築物応急危険度判定協議会が設立され、広域支援体制を確立しています。

今後も、県や関係団体等と連携しながら、被災建築物応急危険度判定士の養成や判定技術の向上等に取り組みます。

3.5 公共建築物の耐震化推進

庁舎、学校等の公共建築物については、関係部署と協力して耐震診断を実施し、その結果の公表に取り組むとともに、着実な耐震化を推進するため、対策が必要な公共建築物については、令和12年度末までの完了を目指した整備プログラムを作成します。

3.6 沿道建築物の倒壊によって避難の妨げになるおそれがある道路

県耐震改修促進計画に定める緊急輸送路及び住宅等から避難場所や避難所等に至る経路を対象とします。

3.7 通学路等の沿道のブロック塀等

関係部署、関係団体等と合同で実施する通学路合同点検等を活用しつつ通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、沿道建築物の倒壊によって避難の妨げとなるおそれがある道路沿道の、耐震化を図ることが必要なブロック塀等を対象とします。

3.8 啓発及び知識の普及

3.8.1 ホームページの充実

耐震改修に必要な最新の情報（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制、補助制度等）を提供するため、県のホームページ等と連携しながら、必要な情報を発信します。

3.8.2 広報誌等の活用

町及び関係団体の広報誌等を活用し、積極的に耐震化の促進に関する情報提供を行います。

また、あらゆる広報媒体を活用するとともに、建築関係団体等が開催するイベント等とも連携しつつ、広報活動を展開します。

3.8.3 パンフレットの作成・配布

耐震診断・耐震改修の概要及び支援制度等をまとめたパンフレットや広報パネル等を活用し、住宅の耐震化に係る情報を発信します。

また、パンフレット等を活用し、セミナー・講習会等、住宅月間、建築防災週間、違反建築物防止週間など様々な機会を捉えて普及・啓発に取り組みます。

4 建築物の減災化を促進する施策

4.1 地震時の安全対策

東日本大震災や福島県沖地震においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材、屋根瓦など非構造部材の落下や屋外の建築設備の転倒等による被害が報告されました。

また、昭和 53 年の宮城県沖地震や平成 30 年に発生した大阪府北部地震においては、ブロック塀の倒壊により多数の死傷者がでました。

これらの被害を最小限にすること（＝減災化）は、建築物の耐震化と同様、地震から命を守るために重要性が高いことから、引き続き、減災化を促進していきます。

4.1.1 減災化の基本的対策

4.1.1.1 天井等落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井部材等の落下を防止するための対策が重要であり、特に、避難所となる学校等で非構造部材の耐震化を促進する必要があります。

4.1.1.2 窓ガラス脱落防止対策

窓ガラスの脱落は、利用者等の死傷の原因となることから、ガラス面への飛散防止フィルムの貼付けや落下のおそれがある古い窓枠の改修等を促進します。

4.1.1.3 外壁部材の落下防止対策

外壁部材や外壁タイルの落下を防止するため、はく離や浮き、劣化による落下の危険性があるものについては、早期の補修を促します。

4.1.1.4 エスカレーターへの落下防止対策

エスカレーターの落下は、避難の妨げになるとともに被害を拡大させる恐れがあることから、支持材（建築物の梁等）へのかかり代を十分に設けるなど落下防止対策を講じるよう指導します。

4.1.1.5 屋根瓦の脱落防止対策

大規模地震時には、屋根瓦の脱落等の被害が広範囲で発生しており、東日本大震災や福島県沖地震でも、その復旧が停滞するなど生活に大きな影響を及ぼした事例が多数発生しています。

このため、屋根瓦の被害防止に向け、くぎ等で緊結されていない脱落の危険性があるものについて、住宅の改修に対する支援を周知しつつ、脱落防止対策を講じるよう指導します。

4.1.1.6 段階的な耐震改修

建築物全体の耐震化が困難な場合は、居住者の生命の安全を優先するため、耐震性能を段階的に向上させる耐震改修や寝室・居間など居住時間の長い部屋の部分補強を実施し、段階的に耐震改修を進めることについても相談に応じます。

4.1.1.7 耐震シェルター等の設置

住宅等において耐震改修が行われていない場合でも、地震時に命を守るという観点から効果のある「耐震シェルター」や「耐震ベッド」の設置を促進します。

4.1.1.8 設備機器等の転倒防止対策

屋外に設置している電気温水器や自然冷媒ヒートポンプ給湯器の給湯タンク等が地震により転倒した場合、周囲の人等に危害が及ぶ危険性があるため、必要な転倒防止対策を啓発します。

4.1.1.9 家具の転倒防止対策

家具の転倒等は、利用者等の死傷や避難を妨げるおそれがあることから、家具の転倒防止対策を啓発します。

4.1.1.10 その他の対策

防災拠点が、大規模地震の発生後にその機能を維持することも被害の最小化につながるものであり、ライフライン系統の断絶など不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など非常用設備の整備を求めます。

建築物の減災化については、これら総合的な視点から多角的に取り組みます。

5 建築物の耐震化等に関するその他の取組

5.1 町内会や学校等との連携策

5.1.1 ブロック塀の耐震対策

ブロック塀等については、地震により倒壊し、歩行者が死傷する等の事故が発生しており、建築物とともに安全性を確保していることが求められています。

このため町と県が連携し、耐震診断の義務付けや必要となる安全対策に取り組めます。

なお、町と県等が合同で実施している、通学路の沿道等にあるブロック塀等の点検を継続するとともに地域における地震時の危険個所の点検等を通じて把握した状況をもとに改修工事等に係る補助事業を効果的に実施しながら、既存ブロック塀等の安全を確保します。

表11 ブロック塀等の安全対策

対象	内容
既存ブロック塀等	(1) 対象 スクール・ゾーンや町の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難路に面するものなど全ての既存ブロック塀・石塀等 (2) 町 自ら所有する建築基準法施行令に規定する構造基準に適合しないブロック塀等の改修に努め、また町内の民間建築物の実態を調査し、改修を促進。 特に、通学路等については、町内会・学校等と連携し危険なブロック塀等を把握。

5.2 関係部局等との連携

5.2.1 県との連携

法第6条では、「各市町村が当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める」とされています。また、避難路等の設定や想定される震度、液状化等への対策については、地域の状況を踏まえて検討すべきであり、町とともに県の役割が重要となっています。

当該計画を改定する際には、県より必要な助言や支援等を受けつつ、一体となって建築物の耐震化に取り組んでいきます。